

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 (第一期)

従業員が仕事と子育てを両立でき、働きやすい環境を整備するとともに、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2021年8月1日～2023年7月31日までの2年間

2. 内容

目標1： 労働時間削減への取り組み

[対策]

- ・有給休暇や特別休暇（6/1～9/30で5日間）を取得しやすい職場環境を維持し、全社員平均70%以上取得を推進 [2021年8月～]
- ・毎週水曜日、ノー残業デーの継続実施 [2021年8月～]
- ・所定時間外労働抑制への取り組み（労使双方による啓蒙・教育） [2021年8月～]

目標2： 育児休業制度についての周知

[対策]

- ・育児支援、復職支援の制度検討 [2021年8月～]
- ・支援制度の策定、周知 [2022年3月～]